

平成29年度1月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考
企画建設課 17000013	H29. 7. 14	真砂配水場場内整備工事	株式会社城南建設 赤井 ひろみ	51,235,200	45,980,317			210	H29. 7. 15 H30. 2. 9	
	H30. 1. 17				49,734,000	44,632,080		△ 1,348,237	210	H29. 7. 15 H30. 2. 9
管路整備課 17000024	H29. 8. 2	西浜2丁目配水管布設替工事	株式会社吉建 須磨 徳裕	7,398,000	7,344,000			169	H29. 8. 3 H30. 1. 18	
	H30. 1. 12							228	H29. 8. 3 H30. 3. 18	
管路整備課 17000028	H29. 9. 27	畑屋敷西ノ丁配水管布設替工事	株式会社藤島建設 齊藤 寛史	24,008,400	18,986,400			175	H29. 9. 28 H30. 3. 21	
	H30. 1. 15				24,980,400	19,754,280		767,880	175	H29. 9. 28 H30. 3. 21
管路整備課 17000038	H29. 11. 1	朝日配水管布設工事	原実業 原 暢孝	4,179,600	4,104,000			91	H29. 11. 2 H30. 1. 31	
	H30. 1. 10							91	H29. 11. 2 H30. 1. 31	設計内容の変更

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000013号
工 事 名	真砂配水場場内整備工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	場内整備工事 一式
変更の理由	<p>本工事において、重力式擁壁工の減工および既設構造物撤去工の減工等による減額があった。</p> <p>これらの理由により、工事請負契約書第18条第1項に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号および同第19条に該当すると認められるので、同第18条第5項及び第24条の規定により減額変更を行うもの。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000024号
工 事 名	西浜2丁目配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	
変 更 の 理 由	随伴工事先の下水道工事の進捗が遅れ、それに伴い本工事も工期内竣工が困難になったため、受注者である株式会社 吉建 代表取締役 須磨徳裕より工事請負契約書21条に基づき、工期延期請求書の提出がありました。検討の結果、同契約書第23条に基づき平成30年3月18日までの59日間の工期延長をするものである。

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000028号
工 事 名	畑屋敷西ノ丁配水管布設替工事
変更後の工事場所	大新地区
変更後の工事概要	φ75mm GX形 DIP L=164.7m 給水管切替工 25箇所 既設管撤去工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、既設管閉栓箇所が当初 不断水での設計になっていましたが試験掘削の 結果、φ200×75の二受だったためφ75のス トッパーの設置が必要となり本管土工費及び既 設管撤去工費の増額。</p> <p>このことから、工事請負契約書第18条第1 項第4号に基づき精査した結果、第18条第4 項第2号に該当すると認められる為、第18条 第5項及び第24条の規定を適用し、増額変更 とするものである。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000038号
工 事 名	朝日配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ400mm DIP GX形 L= 8.7m φ150mm DIP GX形 L= 10.1m
変 更 の 理 由	本工事の施工にあたり、和歌山橋本線道路改良工事の発注者である和歌山県と着工前に施工方法等を協議したところ、布設延長を一部変更する必要が生じた。 これにより、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第19条により、内容変更致したい。